様式第27（第45条関係）

番　号
年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
指定試験機関
代表者氏名　　印

第　回エネルギー管理士試験結果報告書

上記の件について、エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第43条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1　試験実施年月日
2　試験実施結果

受験申請者数	
受験者数	
合格者数	

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

（エネルギー管理講習に関する規則の一部改正）

第二条　エネルギー管理講習に関する規則（平成十一年通商産業省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（講習の課目等） **第二条**　法第九条第一項第一号の講習（以下「新規講習」という。）は、毎年度上期（四月一日から九月三十日まで）及び下期（十月一日から翌年三月三十一日まで）ごとに少なくとも一回、次に掲げる課目について行うものとする。 一～三　［略］ 2　［略］ **第三条**　法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項及び第四十四条第二項の講習（以下「資質向上講習」という。）は、毎年度少なくとも一回、エネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員の資質の向上を図るための事項に関し、次に掲げる課目について行うものとする。 一～三　［略］ 2　［略］ （指定講習機関の指定の申請） **第四条**　法第九条第一項第一号の規定による指定を受けようとする者は、様式第一の指定講習機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 一～六　［略］ （指定講習機関の名称等の変更の届出） **第五条**　［略］ （エネルギー管理講習業務規程の認可の申請） **第六条**　指定講習機関は、法第七十二条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第四のエネルギー管理講習業	（講習の課目等） **第二条**　法第十三条第一項第一号（法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の講習（以下「新規講習」という。）は、毎年度上期（四月一日から九月三十日まで）及び下期（十月一日から翌年三月三十一日まで）ごとに少なくとも一回、次に掲げる課目について行うものとする。 一～三　［略］ 2　［略］ **第三条**　法第十三条第二項（法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の講習（以下「資質向上講習」という。）は、毎年度少なくとも一回、エネルギー管理員の資質の向上を図るための事項に関し、次に掲げる課目について行うものとする。 一～三　［略］ 2　［略］ （指定講習機関の指定の申請） **第四条**　法第十三条第一項第一号（法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けようとする者は、様式第一の指定講習機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。 一～六　［略］ （指定講習機関の名称等の変更の届出） **第五条**　［略］ （エネルギー管理講習業務規程の認可の申請） **第六条**　指定講習機関は、法第三十六条第二項において準用する法第二十四条第一項前段の規定による認可を受けようとするとき